

試験のご案内

資格試験

インターネット
申請OK!

いろいろな仕事に役立つ
危険物取扱者
資格取得

明日への自信
チャレンジ!

- ガソリンスタンド
- ホームセンター
- 薬局等
- 石油タンク
- 化学会社等
- 倉庫等
- タンクローリー
危険物運搬トラック
- 防犯センター
- 屋内外屋上作業

(一財)消防試験研究センター

設計・工事・整備・維持管理に
消防設備士
資格取得

チャレンジ!!

- 巻掛器具
- 屋内消火栓設備
- ガス系消火設備
- 自動火災
検知設備
- スプリンクラー設備
- 防犯センター
- 消防用図集等の設計

(一財)消防試験研究センター



(一財)消防試験研究センター
<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>



危険物取扱者の役割

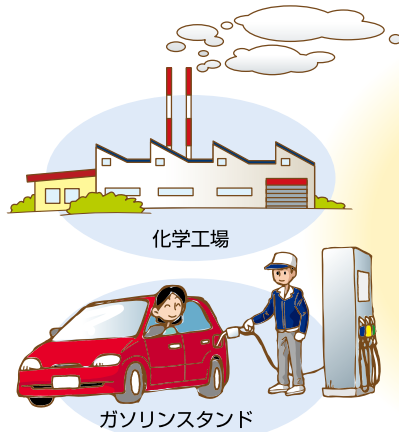
私たちの日常生活に欠かせないガソリンや灯油などの危険物は、火災発生の危険性が高く、いったん火災になると急速に拡大し、大規模火災となる可能性があります。危険物を多量に取り扱う施設では、十分な知識と技術を有する「危険物取扱者」が取り扱うことが消防法で義務付けられています。

近年、技術の発展や設備の大型化に伴い、危険物取扱者の役割はますます高まっています。

国家資格である危険物取扱者の資格を取得するには、各都道府県において実施される試験に合格し、免状の交付を受けることが必要です。

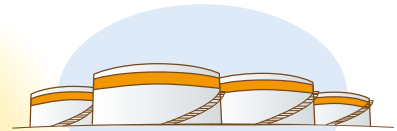
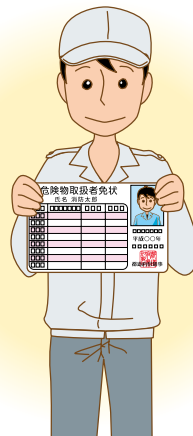
危険物取扱者を必要とする施設

一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリーなどの施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければなりません。



化学工場

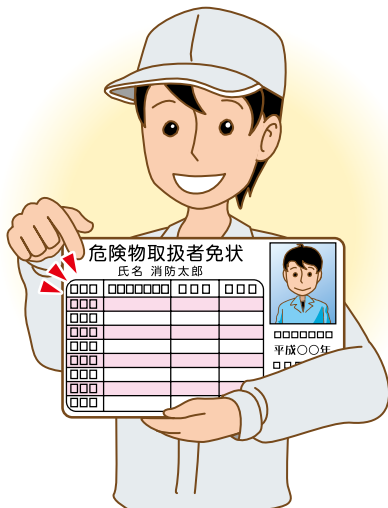
ガソリンスタンド



石油タンク



タンクローリー



取得した類の
危険物の
取扱い・定期
点検の実施

危険物取扱者の業務

甲種危険物取扱者は全類の危険物、乙種危険物取扱者は指定の類の危険物について、取扱いと定期点検、保安の監督ができます。

なお、甲種もしくは乙種危険物取扱者が立ち会えば、危険物取扱者免状を有していない一般の方も取扱いと定期点検を行うことができます。


丙種危険物取扱者は、特定の危険物（ガソリン、灯油、軽油、重油など）に限り、取扱いと定期点検が行えます。

消防設備士の役割

一定規模以上の劇場、デパートやホテルなどには、火災による被害を最小限にとどめるため、消防法でスプリンクラー設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務付けられており、これら設備の設置工事や整備は、専門的な知識と技術を有し、国家資格を得た「消防設備士」が行わなければならないとされています。

近年、技術の発展に伴い、建物は大規模化し、複雑な構造になる傾向があり、消防設備士の社会的役割はますます高まっています。

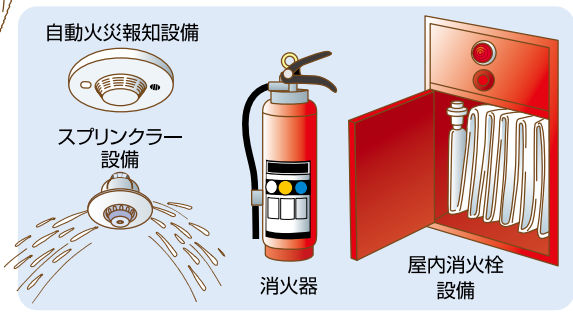
国家資格である消防設備士の資格を取得するには、各都道府県において実施される試験に合格し、免状の交付を受けることが必要です。



様々な設備に守られているんだね

消防設備士の資格が必要な消防用設備等の工事など

劇場、デパート、ホテルなどの建物は、法律によりその用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務付けられており、それらの工事、整備などを行うには、消防設備士の資格が必要です。



- 自動火災報知設備
- スプリンクラー設備
- 消火器
- 屋内消火栓設備



屋内消火栓設備などの工事・整備

消防設備士の業務

甲種特類消防設備士は特殊消防用設備等の工事、整備を行うことができます。

特類以外の甲種消防設備士は免状に記載されている種類の消防用設備等の工事、整備を行うことができます。

乙種消防設備士は免状に記載されている種類の消防用設備等の整備を行うことができます。

● 試験の種類と対象危険物・設備

危険物取扱者試験

危険物取扱者試験の種類と、その免状によって取り扱うことのできる危険物は、次のとおりです。

試験の種類	取扱いのできる危険物	
甲種	全種類の危険物	
乙種	第1類	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類などの酸化性固体
	第2類	硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウムなどの可燃性固体
	第3類	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りんなどの自然発火性物質及び禁水性物質
	第4類	ガソリン、アルコール類、灯油、軽油、重油、動植物油類などの引火性液体
	第5類	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物などの自己反応性物質
	第6類	過塩素酸、過酸化水素、硝酸などの酸化性液体
丙種	ガソリン、灯油、軽油、重油など	

消防設備士試験

消防設備士試験の種類と、その免状によって工事又は整備のできる工事整備対象設備等は、次のとおりです。

試験の種類	工事・整備ができる工事整備対象設備等		
甲種 特類	特殊消防用設備等(従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等)		
甲種又は乙種	消防用設備等	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
		第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
		第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
		第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
		第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種 第6類	消火器		
乙種 第7類	漏電火災警報器		

- ※1. 工事整備対象設備等とは、消防用設備等及び特殊消防用設備等のことです。
- ※2. 特殊消防用設備等として定められているものには、加圧防煙設備、火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備等があり、消防庁の告示で指定されています。

● 受験資格

危険物取扱者試験

甲種

1. 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等で化学に関する学科、課程を修めて卒業した方、又はこれに準ずる学力を有すると認められる方
2. 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において2年以上の危険物取扱いの実務経験を有する方
3. 次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方
(ア)1類又は6類 (イ)2類又は4類 (ウ)3類 (エ)5類

乙種・丙種

だれでも受験できます。

※受験資格の詳細については、当センター各支部等(別面参照)へお問い合わせください。

消防設備士試験

甲種特類

甲種第1類から第3類までのうちいずれか一つ以上、かつ、甲種第4類及び甲種第5類の両方の免状の交付を受けている方

甲種(特類以外)

1. 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科、又は課程を修めて卒業した方
2. 乙種消防設備士免状の交付を受けた後、2年以上工事整備対象設備等の整備の実務経験を有する方
3. 上記1、2に準ずる知識及び技能を有すると認められる方

乙種

だれでも受験できます。

● 試験の方法

	危険物取扱者試験	消防設備士試験
筆記試験	甲種・乙種／五肢択一式 丙種／四肢択一式	全種／四肢択一式
実技試験	なし	写真・イラスト・図面などによる記述式
試験時間	甲種／2時間30分 乙種／2時間 丙種／1時間15分	甲種特類／2時間45分 甲種(特類以外)／3時間15分 乙種／1時間45分

- ※1. 試験科目の一部が免除される方の試験時間は、免除される問題の数に応じて短縮されます。
 ※2. 過去に出題された試験問題については、当センターのホームページをご覧ください。
 ※3. 消防設備士試験の甲種特類については、実技試験がありません。

● 試験科目及び問題数

危険物取扱者試験		
	試験科目	問題数
甲種	危険物に関する法令	15
	物理学及び化学	10
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法	20
乙種	危険物に関する法令	15
	基礎的な物理学及び基礎的な化学	10
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法	10
丙種	危険物に関する法令	10
	燃焼及び消火に関する基礎知識	5
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法	10

※「他の類の危険物取扱者」、「火薬類製造保安責任者」、「火薬類取扱保安責任者」などの資格を持つ場合、又は消防団員として5年以上勤務し、消防学校で所定の教育を修了している場合は、試験科目の一部免除がありますので最寄りの当センター各支部等へお問い合わせください。

消防設備士試験									
	試験科目	類別問題数							
		特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
甲種	筆記	消防関係法令	15		15				
		工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法	15						
		工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識	15						
	実技	機械又は電気に関する基礎知識			10				
		消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法			20				
		計	45		45				
乙種	筆記	消防関係法令			10				
		機械又は電気に関する基礎知識			5				
		消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法			15				
	実技	計			30				
		実技			5				

※「他の類の消防設備士」、「電気工事士」、「電気主任技術者」、「技術士」などの資格を持つ場合、又は消防団員として5年以上勤務し、消防学校で所定の教育を修了している場合は、試験の一部免除がありますので、最寄りの当センター各支部等へお問い合わせください。

● 試験の実施について

願書配布、受験資格審査、受付、試験は各道府県支部(東京都の場合は、中央試験センター)で行っています。実施する試験の種類、日時などについては、その都度公示されますが、詳しいことは当センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)をご覧ください。

● 試験案内等の入手

試験案内、受験願書等は、当センターの各支部や関係機関の窓口で受験希望者に無料で配布しています。

入手方法の詳細は、当センター各支部へお問い合わせください。

また、各支部の試験案内は、当センターのホームページ(各支部からの重要なお知らせ)で閲覧することができます。

入手先	各道府県	(一財)消防試験研究センター各道府県支部及び関係機関・各消防本部
	東京都	(一財)消防試験研究センター中央試験センター・都内の各消防署

※受験願書及び試験手数料払込用紙は全国共通です。

● 受験の申請

受験申請方法は、①願書による受験申請(書面申請)②インターネットによる受験申請(電子申請)の2通りがあります。書面申請は全ての受験申請ができますが、電子申請は次の**電子申請ができる試験**に該当する方が受験申請できます。書面申請する方は、受験する試験の種類ごとに必要な書類(願書等)をそろえた上、受験申請期間に申請窓口を持参するか郵送してください。

電子申請をする方は、当センターのホームページの電子申請画面から、必要事項を入力してください。

書面申請手続き及び試験会場などの詳細は、当センター各支部等へお問い合わせください。

なお、電子申請については、本部0570-07-1000へお問い合わせください。

申請窓口	各道府県	(一財)消防試験研究センター各道府県支部
	東京都	(一財)消防試験研究センター中央試験センター

※現住所・勤務地にかかわらず希望する各都道府県において受験できます。

● 電子申請ができる試験

危険物取扱者試験	
	試験科目の免除
甲種	乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方で、第1類又は第6類、第2類又は第4類、第3類及び第5類の4種類以上の交付を受けている方 免除はありません。
乙種	受験資格は必要ありません。どなたでも電子申請ができます。 乙種危険物取扱者免状の交付を1種類以上受けている方は、試験科目の一部免除になります。
丙種	受験資格は必要ありません。どなたでも電子申請ができます。 免除はありません。

※電子申請手続きは、変更される場合がございますので、申請手続きされる場合は、必ず当センターのホームページで手続きについてご確認ください。

複数受験について

複数受験の電子申請はできませんので、当センターの支部の窓口へ書面による受験申請を行ってください。

消防設備士試験	
	試験科目の免除
甲種特類	甲種消防設備士免状の交付を受けている方で、第1～3類のうちいずれか一つ以上を有し、かつ甲種第4類及び甲種第5類の免状の交付を受けている方 免除はありません。
甲種	甲種消防設備士免状の交付を受けている方 甲種消防設備士免状の交付を受けている方は、申請により試験科目の一部が免除になります。
乙種	受験資格は必要ありません。どなたでも電子申請ができます。 消防設備士免状の交付を受けている方は、申請により試験科目の一部が免除になります。

※電子申請手続きは、変更される場合がございますので、申請手続きされる場合は、必ず当センターのホームページで手続きについてご確認ください。

● 資格取得までのプロセス

- 1 書面申請又は電子申請により受験申請を行う(受験申請期間に願書(書面)の提出または電子申請の受付完了をしてください。)
- ▶ 2 受験票を郵送で受取る(書面申請)、又は受験票のダウンロード・印刷(電子申請) 受験票に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付
- ▶ 3 試験を受ける(受験票を持参しない、写真を貼っていない、又は本人と確認できない写真を貼っている場合には受験できません。)
- ▶ 4 試験結果通知書を受取る
- ▶ 5 合格者は免状交付申請を行う
- ▶ 6 免状を受取る

● 試験手数料

	甲種	乙種	丙種
危険物取扱者試験	5,000円	3,400円	2,700円
消防設備士試験	5,000円	3,400円	

※いったん納入された試験手数料は返却できません。

● 合格基準

危険物取扱者試験

甲種、乙種及び丙種危険物取扱者試験ともに、試験科目ごとの成績が、それぞれ60%以上の方が合格となります。

(試験科目の免除を受けた受験者は、その科目を除く。また、試験の一部免除がある場合、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方が合格となります。)

消防設備士試験

甲種特類

筆記試験の各科目ごとの成績が、それぞれ40%以上で、かつ、筆記試験全体の成績が60%以上の方が合格となります。

甲種特類以外

筆記試験の各科目ごとの成績が、それぞれ40%以上で、かつ、筆記試験全体の成績が60%以上で、更に実技試験の成績*が60%以上の方が合格となります。(試験の一部免除がある場合、免除を受けた問題以外の問題で上記の成績を修めた方が合格となります。)

*実技試験の採点は筆記試験の合格水準を達した方のみを対象としています。

● 免状の交付・書換えなど

	免状の交付	写真の書換え ^{※1}	本籍等の書換え ^{※2}	再交付
手続き対象者など	試験合格者	免状交付の日から10年以内ごと	免状の記載事項(本籍・氏名等)に変更があった場合	免状を亡失・滅失・汚損・破損した場合
申請窓口	試験を行った都道府県支部 東京都の場合は、中央試験センター	居住地、勤務地又は免状の交付を受けた道府県支部 東京都は、中央試験センター又は東京都内の消防署(稲城市・島しょ地域を除きます。)		免状の交付又は書換えた道府県支部 東京都は、中央試験センター又は東京都内の消防署(稲城市・島しょ地域を除きます。)
手数料	2,800円	1,600円	700円	1,800円

※1. 新しい写真を印刷した免状に取り替える義務があります。縦4.5cm×横3.5cmの写真をご用意ください。

※2. 次の場合は、書換えるの必要はありません。 ・同一の都道府県内の本籍の変更 ・現住所の変更

危険物取扱者免状を活かすことが

甲種危険物取扱者免状

全ての種類の危険物について高度な知識を有する者として、危険物の取扱いが必要なあらゆる場面において、

乙種危険物取扱者免状

種別	危険物の例	危険物を用いる主な製品
第1類 (酸化性固体)	塩素酸ナトリウム	除草剤、殺虫剤、肥料、染料・染色、花火、金属表面処理剤、パルプ漂白剤、着色剤
	硝酸アンモニウム	火薬原料、殺虫剤、冷却剤、肥料
	過マンガン酸カリウム	繊維・樹脂等の漂白、金属着色
第2類 (可燃性固体)	硫黄	火薬、ゴム加硫剤、漂白・殺菌剤、農薬、染料、蛍光体原料
	赤りん	軽金属の脱酸、医薬品・農薬等の原料・製造
	マグネシウム	アルミニウム合金添加用、鉄鋼の脱硫剤
第3類 (自然発火性・禁水性物質)	ナトリウム、リチウム	金属還元剤、電池、合金、染料
	炭化カルシウム	金属酸化物の還元、石灰窒素製造
第4類 (引火性液体)	ガソリン、灯油、軽油、重油	自動車燃料、非常用発電機燃料、暖房用燃料、航空燃料
	ナフサ、トルエン、ギヤオイル、オリーブ油	肥料原料、潤滑油、溶剤、塗料、医薬品、調理用品
第5類 (自己反応性物質)	ニトログリセリン	ダイナマイト、火薬、血管拡張剤
	ピクリン酸	染料、農薬、医薬品
	ヒドロキシルアミン	農薬、医薬品、半導体洗浄剤、染色、酸化防止剤
第6類 (酸化性液体)	過塩素酸	金属・合金・鉱石などの溶解、有機合成用触媒
	過酸化水素	漂白剤、紙・パルプ漂白剤、医薬品
	硝酸	火薬・爆薬、染料、香料、冶金、電気メッキ、写真製版、医薬品、肥料、有機合成

丙種危険物取扱者免状

ガソリン、灯油、軽油など 総務省令で指定した第4類の危険物	自動車燃料、ボイラー燃料、潤滑油
----------------------------------	------------------

できる主な事業所と関連業種

安全確保の中心的な立場として活躍することが期待されます。また、その関連業種は多岐にわたります。

主な事業所	
	ソーダ工業、塗料工業、金属工業、医薬品工業、紙・パルプ工業
	アンモニア工業、医薬品工業、肥料工業
	合成高分子化学工業、金属工業
	石油精製工業、合成高分子化学工業、医薬品工業、紙・パルプ工業
	金属工業、医薬品工業
	金属工業、硫酸工業
	ソーダ工業、金属工業、色素材料工業
	アンモニア工業、金属工業
	石油化学工業、自動車修理工場
	石油化学工業、合成高分子化学工業、色素材料工業、食品化学工業
	医薬品工業、エネルギー工業
	色素材料工業
	医薬品製造業、有機化学工業、製造業
	ソーダ工業、金属工業
	食品化学工業、紙・パルプ工業、医薬品工業
	化学肥料工業、食品科学工業、写真工業、医薬品工業、アンモニア工業、金属工業

○
他
に
も
こ
ん
な
業
種
に
役
立
つ
○

主な関連業種
ガソリンスタンド、燃料店、油槽所、トラックターミナル、倉庫業、運送業、駐車場
ホームセンター、デパート、ホテル旅館、大型量販店、塗料業、内装業、建築業、クリーニング業、化粧品業
機械工業、塗装業、自動車工業、農業（農薬・肥料・温度管理）
防火管理業務、警備業務、ビル管理業務
消防、警察、自衛隊
研究機関、福祉、医療関係施設、教育機関

危険物取扱者資格を活かすことができる関連業種

ガソリンスタンド、燃料店

消防設備士の資格を活かすことが

消防設備士資格を活かすことができる主な関連業務

消防設備士免状について

甲種特類

特殊消防用設備等
(従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等)

甲種第1類、乙種第1類

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備

甲種第2類、乙種第2類

泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備

甲種第3類、乙種第3類

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備

甲種第4類、乙種第4類

自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備

甲種第5類、乙種第5類

金属製避難はしご、救助袋、緩降機

乙種第6類

消火器

乙種第7類

漏電火災警報器

主な関連業種

- 消防設備業
 - 給排水設備業
 - 電気工事業
-
- 建築士
 - 建築施工管理
 - 建築業
 - 設備設計
-
- 不動産管理業務
 - 不動産取引業務
 - 防火管理業務
-
- 危険物製造、貯蔵、運搬、販売業
-
- 消防
 - 技能職公務員
 - 教職員
-
- 防災コンサルタント

※消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、各種類ごとに取扱う設備が限定されていますので、類ごとに免状が必要です。

できる主な関連業種と職務内容

具体的な職務内容	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等の設置計画、工事、整備、点検 2 上記1に係る施工管理、保守、受託 3 消防用設備等の電気工事、給排水工事に係る設置計画、工事、整備、点検
	<ol style="list-style-type: none"> 1 確認申請時における消防用設備等の設置に関わる書類作成 2 工事現場における消防用設備等の設置計画、施工管理 3 各種届出書類や図面の作成 4 建物に設置する又は既に設置されている消防用設備等の適合性の判定
	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物に設置する又は既に設置されている消防用設備等の管理、設置計画、工事、整備、点検 2 上記1に関する施工管理、適合性の判定 3 消防用設備等の操作
	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設の管理 2 危険物施設に設置する又は既に設置されている消防用設備等の設置計画、工事、整備、点検
	<ol style="list-style-type: none"> 1 知識を活かした査察業務や火災予防業務、施設管理への従事 【例】防火対象物の査察 防火対象物に係る各種届出審査や検査 消防設備士や消防用設備等の工事現場への助言、指導 2 消防用設備等の設置計画、工事、整備、維持、点検 3 消防設備士の資格取得を目指す生徒への指導、助言
	<p>災害時における消防用設備等に関する指導、助言</p>



(一財)消防試験研究センター 本部・支部一覧

<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

北海道支部 TEL. 011-205-5371 FAX. 011-205-5373
〒060-8603 札幌市中央区北 5 条西 6-2-2 札幌センタービル 12 階

滋賀県支部 TEL. 077-525-2977 FAX. 077-521-7904
〒520-0806 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 4 階

青森県支部 TEL. 017-722-1902 FAX. 017-722-1909
〒030-0861 青森市長島 2-1-5 みどりやビルディング 4 階

京都府支部 TEL. 075-411-0095 FAX. 075-411-0096
〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町 104-2 京都府庁西別館 3 階

岩手県支部 TEL. 019-654-7006 FAX. 019-622-0922
〒020-0015 盛岡市本町通 1-9-14 JT本町通ビル 5 階

大阪府支部 TEL. 06-6941-8430 FAX. 06-6943-0316
〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-5-4 近畿税理士会館・大同生命ビル 6 階

宮城県支部 TEL. 022-276-4840 FAX. 022-276-4841
〒981-8577 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 県仙台合同庁舎 5 階

兵庫県支部 TEL. 078-361-6610 FAX. 078-361-6605
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-12-7 協和ビル 5 階

秋田県支部 TEL. 018-836-5673 FAX. 018-836-5672
〒010-0001 秋田市中通 6-7-9 県畜産会館 6 階

奈良県支部 TEL. 0742-27-5119 FAX. 0742-27-1488
〒630-8301 奈良市高畑町 1116-6 なら土連会館 3 階

山形県支部 TEL. 023-631-0761 FAX. 023-634-4665
〒990-0025 山形市あこや町 3-15-40 田代ビル 2 階

和歌山県支部 TEL. 073-425-3369 FAX. 073-425-1996
〒640-8137 和歌山市吹上 2-1-22 日赤会館 6 階

福島県支部 TEL. 024-524-1474 FAX. 024-524-1475
〒960-8043 福島市中町 4-20 みんゆうビル 2 階

鳥取県支部 TEL. 0857-26-8389 FAX. 0857-24-1052
〒680-0011 鳥取市東町 1-271 県庁第 2 庁舎 8 階

茨城県支部 TEL. 029-301-1150 FAX. 029-301-6611
〒310-0852 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 4 階

島根県支部 TEL. 0852-27-5819 FAX. 0852-25-8242
〒690-0886 松江市母衣町 55 島根県林業会館 2 階

栃木県支部 TEL. 028-624-1022 FAX. 028-624-1658
〒320-0032 宇都宮市昭和 1-2-16 県自治会館 1 階

岡山県支部 TEL. 086-227-1530 FAX. 086-227-1533
〒700-0824 岡山市北区内山下 2-11-16 小山ビル 4 階

群馬県支部 TEL. 027-280-6123 FAX. 027-280-6124
〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 5 階

広島県支部 TEL. 082-223-7474 FAX. 082-223-7472
〒730-0013 広島市中区八丁堀 14-4 JEI広島八丁堀ビル 9 階

埼玉県支部 TEL. 048-832-0747 FAX. 048-825-0748
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 2 階

山口県支部 TEL. 083-924-8679 FAX. 083-924-8694
〒753-0072 山口市大手町 7-4 KRYビル 5 階

千葉県支部 TEL. 043-268-0381 FAX. 043-268-0382
〒260-0843 千葉市中央区末広 2-14-1 ワクポビル 3 階

徳島県支部 TEL. 088-652-1199 FAX. 088-652-1282
〒770-0943 徳島市中昭和町 1-3 山一興業ビル 4 階

中央試験センター (東京都) TEL. 03-3460-7798 FAX. 03-3460-7799
〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷 1-13-20

香川県支部 TEL. 087-823-2881 FAX. 087-823-2887
〒760-0066 高松市福岡町 2-2-2 香川県産業会館 4 階

神奈川県支部 TEL. 045-633-5051 FAX. 045-222-3051
〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 7 階

愛媛県支部 TEL. 089-932-8808 FAX. 089-935-4484
〒790-0011 松山市千舟町 4-5-4 松山千舟454ビル 5 階

新潟県支部 TEL. 025-285-7774 FAX. 025-211-7011
〒950-0965 新潟市中央区新光町 10-3 技術士センタービルⅡ 7 階 703号

高知県支部 TEL. 088-882-8286 FAX. 088-882-0043
〒780-0823 高知市菜園場町 1-21 四国総合ビル 4 階 401号

富山県支部 TEL. 076-491-5565 FAX. 076-491-6000
〒939-8201 富山市花園町 4-5-20 県防災センター 2 階

福岡県支部 TEL. 092-282-2421 FAX. 092-282-2422
〒812-0034 福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館 3 階

石川県支部 TEL. 076-264-4884 FAX. 076-232-2171
〒920-0901 金沢市彦三町 2-5-27 名鉄北陸開発ビル 7 階

佐賀県支部 TEL. 0952-22-5602 FAX. 0952-29-8359
〒840-0826 佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4 階

福井県支部 TEL. 0776-21-7090 FAX. 0776-21-7979
〒910-0005 福井市大手 3-7-1 福井県織協ビル 6 階 609号

長崎県支部 TEL. 095-822-5999 FAX. 095-822-4655
〒850-0032 長崎市興善町 6-5 興善町イーストビル 5 階

山梨県支部 TEL. 055-253-0099 FAX. 055-253-0199
〒400-0026 甲府市塩部 2-2-15 湯村自動車学校内

熊本県支部 TEL. 096-364-5005 FAX. 096-372-2973
〒862-0976 熊本市中央区九品寺 1-11-4 熊本県教育会館 4 階

長野県支部 TEL. 026-232-0871 FAX. 026-237-9310
〒380-0837 長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センター 1 階

大分県支部 TEL. 097-537-0427 FAX. 097-538-2430
〒870-0023 大分市長浜町 2-12-10 昭栄ビル 2 階

岐阜県支部 TEL. 058-274-3210 FAX. 058-275-4546
〒500-8384 岐阜市藪田南 1-5-1 第 2 松波ビル 2 階

宮崎県支部 TEL. 0985-22-0239 FAX. 0985-32-0748
〒880-0805 宮崎市橘通東 2-7-18 宮崎県住宅供給公社ビル 4 階

静岡県支部 TEL. 054-271-7140 FAX. 054-271-7284
〒420-0034 静岡市葵区常磐町 1-4-11 杉徳ビル 4 階

鹿児島県支部 TEL. 099-213-4577 FAX. 099-285-1255
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 3 階

愛知県支部 TEL. 052-962-1503 FAX. 052-962-1504
〒460-0001 名古屋市中区三の丸 3-2-1 愛知県東大手庁舎 6 階

沖縄県支部 TEL. 098-941-5201 FAX. 098-941-5202
〒900-0029 那覇市旭町 116-37 自治会館 6 階

三重県支部 TEL. 059-226-8930 FAX. 059-225-6736
〒514-0002 津市島崎町 314 三重県島崎会館 1 階

本 部 TEL. 0570-07-1000(電子申請用)
050-3803-9289(危険物課)・9299(設備課)
FAX. 03-5511-2751
〒100-0013 千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 19 階